

税制調査会 専門家委員会 「国際課税に関する論点整理」のポイント

I. 国際連帯税を巡る国際的な動向の整理等

1. 国際連帯税に関する一連の動き

貧困問題、環境問題などの地球規模の問題への関心の高まりを背景に、新たな資金調達方法の一つとして、2000年代後半からフランスや韓国などで国際連帯税（航空券連帯税）が導入されている。

2. 航空券連帯税についての議論

国際航空に課税する航空券連帯税については、消費税が免税となっている国際航空と国内航空との間の消費課税の非中立性の改善に資する一方で、航空産業に与える影響等については十分な検討が必要である。なお、航空に対する課税に着目すると、主要国では、旅客数や航空料金等に応じた課税を行っており、税収の使途については一般財源もあれば特定財源もある。

3. 通貨取引税についての議論

開発資金調達や投機的な為替取引抑制を目的として外国為替取引に課税を行う通貨取引税については、低率の課税であっても多額の財源を調達できる一方で、経済取引に歪みを生じさせる可能性や租税回避が行われる可能性等の種々の問題点について十分な検討が必要である。

II. 国際課税に関する中長期的な課題

1. 企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方

経済のグローバル化が進化する中で、租税回避など課税管轄権からの離脱を防ぐ措置（strong fences policy）と、広く門戸を開いて通商の拡大を図る措置（open doors policy）との間で適切なバランスをとる必要がある。

2. 非居住者及び外国法人の課税ベース―帰属主義への見直し―のあり方

外国法人について、支店が国内に存在する場合に、従来、国内法上は「総合主義」（すべての国内源泉所得に課税）に基づき課税する一方で、租税条約においては「帰属主義」（支店に帰属するすべての所得に課税）を原則としてきた。今般、OECDモデル租税条約が「帰属主義」に基づく課税のあり方を明確化した改定を行ったことを契機に、今後、国内法を「総合主義」から「帰属主義」に見直す一方、適正な課税を確保するため、必要な法整備の検討を進めるべきである。

3. 国際的租税回避の防止に向けた今後の課題

（1）無形資産の取扱い

多国籍企業グループが事業再編等を通じて無形資産を軽課税国に移すことで税負担の軽減を図るリスクが高まりつつある。我が国も、無形資産の移転に係る国際課税のあり方につき、今後のOECD等での国際的な議論の進展や経済活動の実態なども見極めつつ、検討する必要がある。

（2）国際課税における手続法の課題

納税者が課税逃れのために国外に資金を移転するリスクが高まっており、これに対応するため、国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備や、外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについて検討を進める必要がある。

（以上）